

## 日本機械学会学術誌投稿規定

本規定は、日本機械学会学術誌となる Mechanical Engineering Reviews, 日本機械学会論文集 [Transactions of the JSME (in Japanese)], Mechanical Engineering Journal, Mechanical Engineering Letters への投稿時および投稿後のプロセスについて定める。

### I. 投稿プロセス

#### 1. 原稿の投稿について

##### [原稿の学術誌別分類]

1・1 各誌は、それぞれ、次に示す投稿論文を掲載する。

Mechanical Engineering Reviews : Review 論文 (英語)

日本機械学会論文集 [Transactions of the JSME (in Japanese)] : Research 論文 (日本語)

Mechanical Engineering Journal : Research 論文 (英語)

Mechanical Engineering Letters : Letter 論文 (英語)

##### [著者]

1・2 原稿の投稿は著者 (共著者がいる場合は全共著者を代表する者) が行う。著者および共著者の会員資格はこれを問わない。投稿後の著者および共著者の追加・削除・順番の変更は認めない。

1・3 共著者がいる場合、本会は共著の確認を行うので、著者は、投稿時に全著者の連絡先情報を提供する。

##### [原著及び未投稿・未公開]

1・4 投稿原稿は著者あるいは全共著者の原著であり、公開 (配布または販売) されていないものに限る。当該原稿は、原稿受付日の時点で、未公開であり未投稿でなければならない。

1・5 未公開であり未投稿であることの確認は著者が行う。

1・6 本会において 1・4 節に違反することが確認された場合は、掲載を認めない。

1・7 以下については、1・4 節において未公開として取り扱う。なお、別に協定等により、その扱いが定められている場合は当該協定等に従う。

・本会に著作権が譲渡された本会主催または共催の講演会やシンポジウム等を核として本会学術誌において特集号を組む場合に限り、同講演会やシンポジウム等での研究発表原稿と同じ内容の論文であっても発表済であることを明記する論文の場合。

##### [著作権]

1・8 掲載された原稿の著作権は原則として本会に帰属する。

(1) 原稿が投稿された時点をもって、著作権は本会へ譲渡されたものとする。著者は著作権委譲書に署名し、これを投稿時に提出する。共著者がいる場合は、全共著者は本会への著作権譲渡を投稿者に委任し、投稿者が著作権委譲書を作成し提出する。

(2) 著者あるいは共著者が全文を複製の形で他の著作物に利用する場合には、事前に本会へ文書で申し出を行い、許諾を求めなければならない。ただし、投稿原稿あるいは掲載された論文の一部を複製、翻訳・翻案などの形で利用する場合、本会では原則としてこれを妨げない。

(3) 第三者から、原稿の複製あるいは転載に関する許諾の要請があり、本会において必要と認められた場合はこれを許諾することがある。

(4) 著者あるいは共著者の所属機関 (大学、会社、研究機関等) が、投稿原稿の電子書庫での保存やインターネットでの公開を行う場合に限り、本会への許諾申請は免除する。ただし、掲載の

際に初出の出典（本会の発行物）を明記するとともに、共著者がいる場合は全共著者から承諾を得ることを条件とする。

(5) 著作権に関して問題が生じた場合、すべての責任は著者あるいは全共著者にあるものとする。

#### 〔原稿受付日〕

1・9 原稿の受付日は、本会の電子投稿・審査システム（以下、投稿システム）により著者が投稿を行った日とする。ただし、校閲の結果として内容の加筆・修正などを依頼した原稿については、本会編修委員会からの照会発信日から 2 か月以内に著者から回答とともに改訂原稿が提出（本会へ着信）されなければ、最初の受付日は無効となり、その後に改訂原稿が提出された日を新たな原稿受付日とする。

#### 〔倫理指針〕

1・10 原稿は、「日本機械学会 論文投稿・校閲に関する倫理指針」を順守し作成する。ヒトを対象とする研究を行った場合、“ヘルシンキ宣言”の倫理的原則に則って行い、プライバシーに十分配慮し、インフォームド・コンセントを得た上で投稿する。ヒトおよび動物を対象とする研究等を行った場合、所属機関等の倫理委員会あるいは動物実験委員会等の承認を受けなければならない\*。また承認を受けた研究であることを論文中に明記する。  
\*所属機関のコンプライアンスを担当している部署の承認でも可とする。  
利害関係のない第三者の審査委員を立て承認を得ていることでも可とする。

#### 〔利益相反〕

1・11 利益相反がある場合には、説明責任と公明性を重視して、関係する情報を全て開示する。

#### 〔原稿受付番号〕

1・12 投稿された Research 論文, Review 論文, Letter 論文には、原稿毎に個別の原稿受付番号を付与する。著者への照会事項に対する回答など、本会への連絡にはこの原稿受付番号を用いる。

#### 〔原稿掲載の可否〕

1・13 原稿掲載の可否は、校閲の結果に基づいて編修委員会が決定する。なお、投稿者は校閲候補者を編修委員会に推薦することが出来る。編修委員会にて掲載可と決定された日を投稿論文の採択日とする。

#### 〔論文の責任〕

1・14 論文の内容についての責任は、すべて著者が負うものとする。全てのデータは、事実に基づいた正しいものを記載する。

#### 〔プライオリティ〕

1・15 論文のプライオリティの発効日は、原稿受付日とし、これを原稿に明記する。

#### 〔掲載料〕

1・16 掲載された論文に関して、原則として著者は掲載料を支払う。

## 2. 記事の種類と内容

#### 〔目的〕

2・1 機械及び機械システムとその関連分野に関する学術技芸の進歩をはかり、もって人類社会の発展と安寧および福祉の向上に貢献することを目的として、各誌を発行する。

#### 〔発行〕

2・2 各誌は、次のように発行する。

Mechanical Engineering Reviews : 年 2 回程度

日本機械学会論文集[Transactions of the JSME (in Japanese)] : 毎月 1 回

Mechanical Engineering Journal : 年 6 回 (隔月)

Mechanical Engineering Letters : 随時公開

#### [投稿する原稿の種類]

2・3 原稿の種類は、Research 論文 (和文論文, 英文論文), Review 論文, Letter 論文の 3 種類である。

(1) Research 論文 : 新規性, 独創性, 萌芽的発展性, 有用性などに富んだ信頼性のある研究成果を記載した原稿

(2) Review 論文 : 各専門分野の最近の研究・開発動向及び将来の展望などを, 文献をできるだけ多く引用して, 偏ることなくわかりやすく解説し, その分野の研究テーマの選定, 研究計画推進などに資する原稿。

(3) Letter 論文 : 新規性, 独創性, 萌芽的発展性, 有用性, 信頼性を有する短くとも速報に値する原稿。

#### [書式・規定ページ数]

2・4 原稿は本会所定のテンプレートに従い作成する。

学術誌に掲載される原稿 1 編当たりのページ数は, 下表のとおりとする。

原稿の種類	Research論文* <sup>1</sup>	Review論文	Letter論文* <sup>2</sup>
規定ページ数	12ページ以下	なし	8ページ以下

\*<sup>1</sup> Research 論文は, 初回投稿時には, 8 ページまでの超過を認める。審査の過程で編修委員会が特に必要と認めた原稿についてはさらに超過を認める。

\*<sup>2</sup> Letter 論文は, 初回投稿時にはページの超過は認めない。審査の過程で編修委員会が特に必要と認めた場合は, 4 ページまでの超過を認める。

## II. 投稿後のプロセス

### 1. 原稿受理, 照会に対する回答の期限

#### [原稿受理]

1・1 新規投稿原稿を受け付けた際, 編修委員会は, 原稿受理通知 (E-mail) に, 原稿受付番号, 表題, 原稿受付年月日, 及びその他の著者への連絡事項を記入した上で通知する。

#### [不備のある原稿の取扱い]

1・2 投稿の条件にはずれた原稿, 不鮮明な図 (写真)・表が利用されている場合及びレイアウトの不備な原稿は, 原稿不受理または不備な条件を完備するように著者に再作成を依頼する。原稿受付日は投稿の条件が満たされた日とする。

#### [校閲と著者への照会]

1・3 投稿の条件を満たす原稿は校閲を受ける。校閲の結果, 掲載可と判定されなくても, 改訂次第で掲載可と判定される可能性がある場合, 著者への照会 (内容の加筆・修正などの依頼を含む) が投稿者に送付される。

#### [照会に対する回答の到着日について]

1・4 著者への照会発信日から 2 か月以降に投稿された改訂原稿については, 回答到着日を原稿受付日とし新規投稿原稿相当 (校閲は継続する) として取り扱う。なお, 照会発信日から 3 か月を経過しても回答のない場合は, 投稿の意志がないものと判断して, 原稿の校閲判定を「掲載否」とする。ただし, 回答提出期限の延期申立て (「II. 投稿後のプロセス 2 章参照」が認められた場合はその限りではない)。

#### [正原稿の提出]

1・5 掲載可と決定された場合には, 編修委員会より正原稿提出のお願いをしますのですみやかに

提出する。

#### [原稿提出後の連絡先の変更について]

1・6 原稿が提出されて受理された後に連絡先が変更になった場合は、投稿システムの登録情報を変更する。

### 2. 著者回答の提出期限延長申立て

#### [延長理由届けの提出]

2・1 不可抗力（たとえば、病気、急な海外出張）により期限までに回答不可能の場合には、原稿受付日が無効（「I. 投稿プロセス」1・9 節参照）となる前に、回答提出予定日（照会発信日から3か月以内）を付した回答期限延長理由書を編修委員会へ提出しなければならない。

#### [延長理由の取扱い]

2・2 提出された延長理由は編修委員会において審議し、「不可抗力」と認められた場合に限り、回答提出の延長を認めることができる。延長が承認された場合は、「I. 投稿プロセス1・9 節」にかかわらず最初原稿受付日を有効とする。認められた延長期限までに原稿または回答が提出されない場合は、投稿の意志がないものと判断して、原稿の校閲判定を「掲載否」とする（校閲は継続しない）。

### 3. 学術誌への掲載可否

#### [掲載可否の通知]

3・1 掲載の可否は編修委員会が決定し、その結果を著者に通知する。掲載否と決定された原稿は、理由を付して速やかに著者にその結果を通知する。その際に、著作権を返却する。

#### [反論]

3・2 掲載否とされた場合、著者は特に意見があれば申し出ることができる。なお、掲載否の理由に基づいて改訂された原稿は反論とはならない。

反論に対しては次のような処置が行われる。

- (1) 返却理由に対して、著者より意見が提出された場合は、編修委員会に諮りその取扱いを決定する。
- (2) 再校閲の場合は次のいずれかによる。
  - a) 否と判定した校閲委員に、返却理由及び著者の反論を添えて再校閲を依頼する。
  - b) 見解の相違と考えられる場合は、編修委員会は新たに2名の校閲委員を選出する。
- (3) 同一論文に対しての反論は1回限りとする。
- (4) 反論は掲載否の通知がされた日より2か月以内に申し出をする。

### 4. 著者校正

著者校正は1回とし、原稿の誤記（ケアレスミス）の修正のみとする。

### 5. 掲載料

掲載後、請求書を送付するので、速やかに掲載料を支払うこと。掲載料は別に定める。請求書発行後1年以内に掲載料が支払われない場合は、支払いが完了するまで、該当著者の論文の投稿および新たな掲載を認めない。請求書発行後2年以上を経過しても支払われない場合は、当該論文の掲載取消しの処置を行うことがある。

### 6. 原稿の取下げ

原稿を取り下げたい場合、著者（共著者がいる場合は全共著者）はその旨を署名入り理由書（原稿受付番号を併記）とともに速やかに編修委員会に提出し、あわせて投稿システムで原稿取下げ処理をする。編修委員会での取下げが認められた場合、著者あるいは全共著者へ著作権を返却する。

編修委員会から掲載決定の通知がなされた後に原稿を取り下げる場合は、著者は掲載料を負担する。一度取り下げた原稿の再投稿は、すべて新原稿としての投稿として扱う。また、論文として公開された後に取下げを行う場合、編修委員会は各誌を通じてその旨を公開する。

#### 7. 原稿提出後の訂正

原稿提出後の訂正は原則として認めない。ただし、誤記（ケアレスミス）は著者校正の際、修正することができる。

#### 8. 正誤

原稿公開後に著者から軽微な誤植についての申し出があった場合、J-STAGE の公開システムに準じて対応する。

本規定の変更は編修理事会の承認を必要とする。

2013年7月10日	制 定
2013年10月8日	改 訂
2015年1月13日	改 訂
2015年5月19日	改 訂
2015年7月12日	改 訂
2017年3月28日	改 訂